

市からの 連絡帳



届出

住民基本台帳カードの交付手数料が一定期間無料!

市民サービスの向上と普及促進のため、住民基本台帳カード(住基カード)の交付手数料が一定期間無料になっています。

法定代理人による申請は事前にお問い合わせください。

住基カードでできること

写真付きのカード(Bタイプ)は、公的な本人確認書類として利用できます。

住民票の写しをほかの市区町村で受け取れるサービスが利用できます。

転入・転出手続きを簡略化するサービスが利用できます。

交付手数料 平成23年3月31日まで無料

受付 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

月～金曜日午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

必要なもの 本人確認書類、印鑑(認め印) 写真(Bタイプのみ) ~本人確認書類の種類により手続きの流れが異なります~

(1)即日交付 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類

(2)照会交付 顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認をします。健康保険証などをお持ちください。

写真は市民課で無料撮影できます。持参する場合は、申請の6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4.5cm×横3.5cmの写真をお持ちください。

市民課 ☎(☎460-9820) ☎(☎438-4020)

西東京市民カードの破損などによる引き替え

西東京市民カードのうち8けたの番号が金色で左3けたが010・011であるものは、弾力性が弱く割れやすいとの指摘を受けています。破損した場合などは、引き替えしますので窓口にお持ちください。

持認め印、破損した西東京市民カード、本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要。

市民課 ☎(☎460-9820) ☎(☎438-4020)

旧印鑑登録証から西東京市民カードへの引き替え

「田無市印鑑登録証」、「保谷市印鑑登録証」、暗証番号の入っていない「ほうや市民カード」を、暗証番号の入った「西東京市民カード」と引き替えることができます。暗証番号を登録すると市内6か所に設置された住民票等自動交付機をご利用になれます。印鑑登録者が窓口で申請してください。

暗証番号を登録している「ほうや市民カード」は、住民票等自動交付機を利用できます。

必要なもの 印鑑登録証または市民カード、認め印、申請者の本人確認書類

~本人確認書類の種類により手続きの流れが異なります~

(1)即日交付 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類

(2)照会交付 顔写真付きの本人確認書類がない場合は即日での手続きができません。申請をすると本人あてに照会書を郵送しますので、照会書が届いたら、再度来庁して手続きを

してください。申請は本人のみですが、再度来庁する時は代理人でも手続きができます。

市民課 ☎(☎460-9820) ☎(☎438-4020)

年金・国保

「ねんきん定期便」をお届け

日本年金機構では、平成21年度より保険料納付実績や年金の見込額などを記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生日に送付しています。

通知内容

(1)節目年齢(35歳・45歳・58歳)の方... ~の更新内容を通知

(2)その他の方... ~の更新内容との直近1年分を通知

年金加入期間(加入月数、納付済月数など) 50歳未満の方には、加入実績に応じた年金の見込額。50歳以上の方には、ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額(すでに年金受給中(全額停止中も含む)の方には通知しません) 保険料の納付額(被保険者負担分累計) 年金加入歴(加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日など) 厚生年金の全期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額 国民年金の全期間の月ごとの保険料納付状況(納付、未納、免除などの別)

受け取りになった際は、加入記録・記載内容にもれや誤りがないか、十分に確認してください。

訂正がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」で回答してください。

58歳になる方は、もれや誤りの有無に関わらず、必ず回答してください。また、それ以外の方も、水色の

用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方は、「訂正なし」でも同様に回答してください。

☎ねんきん定期便専用ダイヤル(☎0570-058-555) I P電話・PHSからは(☎03-6700-1144)

受付 月～金曜日午前9時～午後8時、第2土曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

保険年金課 ☎(☎460-9825)

国民健康保険「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・更新

☎70歳未満...西東京市国民健康保険に加入し、保険料の滞納がない方が入院する場合、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することにより、1か月に支払う入院時の窓口負担を自己負担限度額までに抑えることができます。

認定証を使わずに入院し、医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合には、後で高額療養費として支給されます。

70歳～74歳...「高齢受給者証」が「限度額適用認定証」の役割をかねています。

ただし、住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

自己負担限度額は毎年の所得により決定します。有効期限は7月末日までのため、すでに認定証をお持ちの方も申請による更新が必要です。

必要なもの 入院される方の保険証 印鑑

☎保険年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階) 保険年金課 ☎(☎460-9821)

☎(☎460-9825)

☎(☎460-9825)

☎(☎460-9825)

☎(☎460-9825)

☎(☎460-9825)

☎(☎460-9825)

☎(☎460-9825)

西東京市

誕生10周年記念事業を盛り上げよう!

*展示会やセールなど「協賛事業」を募集 ~名義使用や広報を支援~

市内に活動の拠点を置く事業所、または各種団体などが主催する事業で、市制10周年の周知・普及にご協力いただき、市内外に広く発信できるよう、盛り上げていただける協賛セール・展示会・発表会などのイベントを募集します。

協賛事業には、「西東京市誕生10周年記念協賛事業」の名義使用や、市HPへの掲載など広報支援を行います。なお、補助金・助成金などの経済的支援はありません。

詳細は、市HPをご覧ください。

☎市内に活動の拠点を置く事業所や各種団体 実施期間 平成23年1月21日(金)～12月28日(木)までに実施する事業。実施期間前に市制10周年の事前の周知のために行う事業も対象です。

☎7月15日(木)～期間中に企画政策課(田無庁舎3階)へ 企画政策課 ☎(☎460-9800)

*「市民活動団体提案協働事業」を募集 ~事業費の一部を補助~

市では、平成22・23年度に市民活動団体が自ら企画・実施する「市民活動団体提案協働事業」を募集し、事業費の一部を補助します。市制10周年を祝うとともに、市民が主役になり、地域全体の活力になるような事業を市民と行政との協働で行い、元気なまちづくりに貢献できるような、環境・文化・スポーツなどのさまざまな分野の事業を募集します。

詳細は、7月15日(木)から協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)、企画政策課(田無庁舎3階)で配布する募集要項をご覧ください。

☎市内に活動の拠点を置く市民活動団体(NPO法人、任意の市民活動団体など)

補助金額 要項に定める補助対象経費に該当するもので、1事業につき20万円(税込)を上限。

☎7月15日(木)～9月30日(木)までに、協働コミュニティ課へ関係書類を直接持参。 協働コミュニティ課 ☎(☎438-4046)

*「朝食メニューコンクール」 ~地域の野菜を食卓に~

市内でとれる野菜を使った朝食メニューを募集します!選ばれた献立は、市HPやリーフレットなどで紹介するほか、小学校給食や市内飲食店、市の栄養講習会などで活用します。

☎市内でとれる野菜を2種類以上使用して、調理時間30分以内のメニュー

☎市内在住、在勤、在学者

参加部門 一般部門、小学生部門

審査方法 1次...書類選考(10月) 2次...調理審査(11月27日(土))

表彰・賞品 最優秀賞・優秀賞者には10周年記念式典で表彰を行い、副賞を進呈します。

☎応募用紙に、材料・分量・作り方・絵または写真を添付し、9月30日(木)必着までに健康課(保谷保健福祉総合センター4階)へ郵送、または直接持参。

☎応募用紙は健康課や公民館などで配布するほか、市HPからダウンロードできます。 健康課 ☎(☎438-4037)